

## 第138回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年8月21日(月) 13:30~15:10
2. 通知年月日 令和5年8月7日(月)
3. 公示年月日 令和5年8月7日(月)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 3階 302会議室
5. 出席者(委員) 荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員、佐木委員  
(事務局) 村瀬事務局次長、丸田課長補佐、吉川係長
6. 議案
  - 第1号議案 佐々川に係る委員会指示について
  - 第2号議案 佐々川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第3号議案 雪浦川に係る委員会指示について
  - 第4号議案 雪浦川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第5号議案 境川に係る委員会指示について
  - 第6号議案 境川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第7号議案 志佐川に係る委員会指示について
  - 第8号議案 志佐川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第9号議案 郡川に係る委員会指示について
  - 第10号議案 郡川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第11号議案 川棚川に係る委員会指示について
  - 第12号議案 川棚川内水面振興協議会採捕規程の承認について
  - 第13号議案 第5種共同漁業権等に関する令和4年度増殖実績について
  - 第14号議案 長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和5年度増殖計画(案)について
7. 議事

事務局次長

ただ今から、第138回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに、荒川会長からご挨拶をお願いします。

会長

(挨拶)

会長

それでは、本日は今年度の第1回目の委員会となりますので、議事に入る前に、4月に異動となりました事務局員の紹介を事務局からお願いします。

事務局次長

本日は公務の都合により、事務局長の古原が欠席しておりますので、職務代行を事務局次長の村瀬が務めさせていただきます。

それでは、令和5年4月1日付けで異動になりました事務局員を紹介いたします。

(村瀬事務局次長、丸田課長補佐一言あいさつ)

会長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。

事務局

本日は、岩岡委員が欠席されております。委員7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、「漁業法第173条に準用する第145条」の規定により、この委員会が成立しますことをご報告します。

会長

それでは、これより、議事に入ります。

はじめに「本委員会規程」第9条第2項に従い議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「金子委員」と「川本委員」にお願いします。

本日の議案は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「佐々川に係る委員会指示について」

○第2号議案

「佐々川内水面振興協議会採捕規程の承認について」

○第3号議案

「雪浦川に係る委員会指示について」

○第4号議案

「雪浦川内水面振興協議会採捕規程の承認について」

- 第5号議案  
「境川に係る委員会指示について」
- 第6号議案  
「境川内水面振興協議会採捕規程の承認について」
- 第7号議案  
「志佐川に係る委員会指示について」
- 第8号議案  
「志佐川内水面振興協議会採捕規程の承認について」
- 第9号議案  
「郡川に係る委員会指示について」
- 第10号議案  
「郡川内水面振興協議会採捕規程の承認について」
- 第11号議案  
「川棚川に係る委員会指示について」
- 第12号議案  
「川棚川内水面振興協議会採捕規程の承認について」
- 第13号議案  
「第5種共同漁業権等に関する令和4年度増殖実績について」
- 第14号議案  
「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和5年度増殖計画（案）について」
- 「その他」  
となっております。

それでは、第1号議案「佐々川に係る委員会指示について」及び第2号議案「佐々川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

- ・佐々川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び佐々川内水面振興協議会について概要説明
- ・委員会指示案について説明
- ・佐々川内水面振興協議会採捕規程案について説明

会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたこの件について、ご審議願います。</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
佐木委員	<p>専門外で、わからないのでご質問させてください。採捕規程の第2条に「手たぶ」とありますが、これはどういったものでしょうか。</p>
事務局	<p>柄がついた網になります。</p> <p>ご質問があったため、折角ですので補足させていただきます。採捕規程の記載内容は河川によって若干異なり、同じ漁具でも「手たぶ」であったり、「たも網」であったりと記載されています。基本的には、地元の方々が使われている言葉で申請があつていきますので、そのまま採用しております。</p>
佐木委員	<p>ありがとうございます。手たぶをインターネットで調べてもわからなかったため、ご質問させていただきました。</p>
会長	<p>要は、同じ漁具でも、地域によってわかりやすい名称を用いているということかと思えます。</p> <p>他にご質問はありますでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見等なし)</p>
会長	<p>他にご意見等もないようですので、第1号議案「佐々川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、第1号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。</p> <p>次に、第2号議案「佐々川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>

各委員	異議なし
会長	<p>異議なしと認め、第2号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>続きまして、第3号議案「雪浦川に係る委員会指示について」及び第4号議案「雪浦川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪浦川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び雪浦川内水面振興協議会について概要説明</li> <li>・委員会指示案について説明</li> <li>・雪浦川内水面振興協議会採捕規程案について説明</li> </ul>
会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました、この件について、ご審議願います。</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各委員	(意見等なし)
会長	<p>他にご意見等もないようですので、第3号議案「雪浦川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
会長	<p>異議なしと認め、第3号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。</p> <p>次に第4号議案「雪浦川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし

<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、第4号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>続きまして、第5号議案「境川に係る委員会指示について」及び第6号議案「境川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>・境川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び境川内水面振興協議会について概要説明</p> <p>・委員会指示案について説明</p> <p>・境川内水面振興協議会採捕規程案について説明</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました、この件について、ご審議願います。</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見等なし)</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見等もないようですので、第5号議案「境川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、第5号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。</p> <p>次に第6号議案「境川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、第6号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。</p>

続きまして、第7号議案「志佐川に係る委員会指示について」及び第8号議案「志佐川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は関連する議案ですので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

- ・志佐川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び志佐川内水面振興協議会について概要説明
- ・委員会指示案について説明
- ・志佐川内水面振興協議会採捕規程案について説明

会長

ただ今、事務局から説明がありました、この件について、ご審議願います。

ご意見、ご質問等ございませんか。

吉原委員

志佐川採捕規程の変更点について補足させていただきます。新設した第6条第7項について、今までは紙の遊漁券だけが認められていましたが、先進地を参考に、スマホアプリでの遊漁券の導入を検討しているものになります。今まで、3か所で遊漁券の申請・交付が可能でしたが、民間の2か所はお辞めになって、市役所水産課のみとなっていました。遊漁者の利便性を高めるためにも、スマートフォンを利用した電子遊漁券が導入できないか協議しています。

ただし、漁場監視員が、遊漁者にスマートフォンを見せてくださいとお願いしづらく、トラブルの元になることも懸念しています。一見して電子遊漁券を利用していることがわかるように、帽子なり、ワッペンなりを着用してもらう必要があるのではという意見もあり、内水面振興協議会事務局とアプリ業者で協議していると聞き及んでいます。

また、委員会指示案の起点変更については、先ほど説明があった通り、起点標識が失われていたために変更を申請したものです。以上よろしくお願ひします。

会長

吉原委員から補足説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局

吉原委員からご意見賜りましたが、漁場監視委員がどのように電子遊

漁券を確認するかについて、協議会事務局である松浦市水産課も課題として認識されているとのこと。来週、松浦市役所と県漁業振興課がアプリを提供する業者と打合せをする予定となっておりますので、どのような解決策があるか協議をさせて頂こうと思っております。

今回、採捕規程に加えた条項は、いわゆる「できる規定」となります。今まで通りの承認証を基本として、諸課題が解決したら電子遊漁券も使うことができるという、柔軟性を持たせています。アプリ業者との協議が不調に終わっても、何かしら支障を来すものではないと認識しておりますので、ご理解いただければと思います。

会長 他にご意見等ございませんか。

金子委員 この規程を加えた趣旨は、土日など役場が休みの時でも遊漁者の利便性を高めようとするものです。アプリを使って申請があった際、後日、紙の承認証を郵送するなどして、柔軟に対応できるようにお願いしたいと思います。

事務局 金子委員のご指摘はもっともで、県漁業振興課の内部協議でも、アプリで承認証の代わりとすることもできるし、今まで通り紙の承認証も後日郵送する形をとれないか、協議会事務局と検討しているところです。  
吉原委員から先ほどご意見いただきましたが、漁場監視員が承認者を判別するためのワッペン等については、承認証とは別の課題としてアプリ業者と協議を行う所存です。

会長 事務局から事前に情報をいただいておりますが、本委員会としても初めての試みとなります。上手く運用できるとなると、遊漁者も増えて内水面の振興には良いことかと思っております。

課題は多いかと思いますが、これから関係者で協議し、運用しながら改善することもあるかと思っております。難しい課題がありますが、前向きに検討できればと思います。

他にご意見、ご質問はございますか。

川本委員 雪浦川の場合、かごの承認者にはタグを配布して漁具に装着させています。電子遊漁券が導入される場合、どのような取扱いになるでしょう



か。

事務局

川本委員からのご意見は、電子化した場合に、監視員の負担が増えるのではないかとの趣旨と思います。

先進地の例をご説明すると、電子遊漁券の利用者は GPS で追跡可能で、漁場監視員が自身のスマホで遊漁者の位置を把握することができます。遊漁者にワッペン等を付けてもらわなくても、漁場監視員のスマホで判別が可能、とのこと。ただ、監視員にはご高齢の方が多いため、本県でもどれだけ実用的かは検討が必要と思っています。

地元の方々が、これまで通り問題なく監視活動を行えることが大前提ですので、アプリ業者との協議を行いたいと思います。

川本委員

やってみないとわからないことが多いですね。

事務局

初めての試みになりますので、志佐川で試行錯誤してみて、有意義であれば他の河川に波及できればとも考えています。

事務局次長

新しい技術を用いての試みとなりますので、試行的な期間であるのご理解いただければと思います。

先ほど川本委員からのご意見は、設置型の漁具に対してどのように把握するかとのことだったと思います。そのような例も課題の一つと考えておりますので、松浦市と協議を行ってまいります。

会長

他にご意見はございますでしょうか。

持永委員

GPS で場所が把握できるのは、素晴らしいことかと思えます。

先日も多良岳で遭難事故が発生しましたが、河川でも事故は起こり得るものです。遊漁券の購入者には事故に気を付けるように指導しています。GPS の機能は事故の抑止が期待できます。アプリの使い方がわからなければ元も子もないですが。

会長

新しい技術も、使い方がわからないといけませんね。しばらくは、従前の紙の承認証と電子遊漁券の併用になるのかと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

	他にご意見はございますでしょうか。
各委員	(意見等なし)
会長	他にご意見等もないようですので、第7号議案「志佐川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	異議なしと認め、第7号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。 次に第8号議案「志佐川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	異議なしと認め、第8号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。 続きまして、第9号議案「郡川に係る委員会指示について」及び第10号議案「郡川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は関連する議案ですので、一括して上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び郡川内水面振興協議会について概要説明</li> <li>・ 委員会指示案について説明</li> <li>・ 郡川内水面振興協議会採捕規程案について説明</li> </ul>
会長	ただ今、事務局から説明がありました、この件について、ご審議願います。 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員	(意見等なし)
会長	他にご意見等もないようですので、第9号議案「郡川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。
各位委員	異議なし
会長	異議なしと認め、第9号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。 次に第10号議案「郡川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	異議なしと認め、第10号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。 続きまして、第11号議案「川棚川に係る委員会指示について」及び第12号議案「川棚川内水面振興協議会採捕規程の承認について」は関連する議案ですので、一括して上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川棚川にかかる委員会指示発動の要望書、要望の趣旨、区域について説明、及び川棚川内水面振興協議会について概要説明</li> <li>・委員会指示案について説明</li> <li>・川棚川内水面振興協議会採捕規程案について説明</li> </ul>
会長	ただ今、事務局から説明がありました、この件について、ご審議願います。 ご意見、ご質問等ございませんか。新規の委員会指示発出となりますので、慎重なご審議をお願いします。
各委員	(意見等なし)

会長 他にご意見等もないようですので、第 11 号議案「川棚川に係る委員会指示について」は原案どおり指示を発出することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 異議なしと認め、第 11 号議案につきましては、原案どおり指示を発出することに決定します。

次に第 12 号議案「川棚川内水面振興協議会採捕規程の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 異議なしと認め、第 12 号議案につきましては、原案どおり承認することに決定します。

以上により、委員会指示の発出に関する議案に関しましては、全てご承認いただきました。ご審議のほどありがとうございました。

なお、これより事務局にて県公報への登載手続きを行います。今後生じた軽微な変更については、会長一任で修正する旨ご了承いただけますでしょうか？

各委員 異議なし

会長 ありがとうございました。

続きまして、第 13 号議案「第 5 種共同漁業権等に関する令和 4 年度増殖実績について」及び第 14 号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖計画（案）について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 ( ・ 令和 4 年度の川棚川漁業協同組合、各内水面振興協議会の増殖実績について説明 )

事務局

以上が、各河川の増殖実績でございます。  
引き続き第 14 号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖計画（案）について」をご説明いたします。

〔 ・ 令和 5 年度の各内水面振興協議会の増殖計画案について説明 〕

会長

ただ今、事務局から説明がありました、  
「第 5 種共同漁業権等に関する令和 4 年度増殖実績について」及び  
「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖計画（案）について」、ご審議願います。  
ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

（意見等なし）

会長

増殖実績の未達成河川からは理由書の提出を受けております。理由書の内容を了とし、未達成はやむを得なかったと判断してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

会長

他にご意見等もないようですので、お諮りします。第 13 号議案「第 5 種共同漁業権等に関する令和 4 年度増殖実績について」はご異議ありませんか。

各委員

異議なし

会長

異議ないようですので原案どおり妥当な増殖実績であった旨承認することとします。

続きまして、第 14 号議案「長崎県内水面漁場管理委員会指示発出河川に関する令和 5 年度増殖計画（案）について」はご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長 異議ないようですので原案どおり決定することとします。  
それでは、その他の件に移ります。事務局から説明願います。

事務局 (・川本委員、持永委員が、令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合  
会から永年勤続表彰を受賞したことを報告  
・次回開催は10月上旬を予定)

会長 その他の件として、委員の皆様から他に何かございませんか。

吉原委員 志佐川内水面振興協議会採捕規程についてです。電子遊漁券を導入することについて、県内の先達として期待されてるといったご意見をいただきました。

スマホで気軽に遊漁券を買えるとなると、遊漁者が増えることを心配しています。毎年、アユを5万尾放流していますが、カワウなのか、河口堰が原因なのか、はっきりしませんが、ほとんど見かけることはありません。遊漁料を徴収するのに、魚がいなくなると、遊漁者がクレームを入れるのではないかと懸念しています。

このような懸念があるなか、内水面漁場管理委員会として、電子遊漁券に係る採捕規程の改正を承認いただけるものでしょうか？

会長 ただ今、吉原委員から、アユがいなのに承認してよいのかとのご意見でしたが、事務局から回答をお願いします。

事務局 非常に難しい問題かと思えます。以前も、志佐川では、遊漁券購入者から魚が釣れないとクレームが届いていると伺っております。電子遊漁券の導入により遊漁者が増え、また、SNS等で情報共有が容易になっておりますので、そのようなリスクはあるのかなと思えます。

志佐川内水面振興協議会においても、アプリ導入は検討段階とのことですので、吉原委員のご意見も共有させていただき、地元の判断材料としていただきたいと思います。

会長 今後の協議に委ねられるとのことですが、地元が困るような結論にはしないと、県からの回答だったかと思えます。

吉原委員	<p>恥ずかしい相談ですが、大学等で調査して貰ってもアユがない理由がわからず、遊漁者への配慮が必要と思いコメントさせていただきました。</p>
会長	<p>他にご質問等はございませんでしょうか。</p>
川本委員	<p>本委員会で、銀ウナギの保護にかかる要請をしておりますが、各河川における実行状況はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的に、県内の各河川で下りウナギの保護にかかる取り組みを行っていただいておりますが、佐々川と郡川については、12月から3月の採捕自粛等について、様々な意見があって最終的な合意は得られておりません。</p> <p>この件に関しては、次回委員会でご説明予定ですのでよろしくお願ひします。</p>
川本委員	<p>雪浦川の例を紹介すると、結論が得られるのは簡単ではありませんでしたが、採捕者に対して、現状や事情を丁寧に説明することによりご理解をいただくことができました。各河川の協議会事務局に対して、採捕者に丁寧に説明するようお願いしてください。</p>
事務局	<p>承知いたしました。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
佐木委員	<p>農業では、スマート農業ということで、ドローンを使った農薬散布や害虫調査など、利用が進んでいます。内水面においても、魚の分布把握等に使えるのではないかと思います。そのような取り組みも面白いのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局に何か事例はございますか。</p>
事務局	<p>思いつくものとして、内水面振興ではありませんが、カワウの巣を破</p>

壊するためにドローンを用いた事例はございます。また、海面では集魚・探索行為にドローンを用いる試みも行われています。

内水面漁業のスマート化について、情報が不足しておりますので、情報収集に努めてまいります。

佐木委員

内水面で抱える問題にも、そのような技術が使えればよいなと思いました。

事務局次長

水産分野では、藻場調査などで水中ドローンの実証も行われています。ただし、海中には様々な障害物があるため、試行錯誤しているのが現状です。

アンテナを張り巡らせて、何か情報を入手出来たらご提供差し上げたいと思います。

会長

他にございませんでしょうか。

金子委員

本日、各河川の委員会指示案を拝見しましたが、志佐川では高校生以下の採捕制限を除外している一方で、中学生を除外している河川もあります。体験型事業で修学旅行生を受け入れる各河川の事情があるのでしょうか、河川によって内容が異なる理由はありますか？

事務局

川棚川は新規の指示であったため、事前に協議会事務局と協議し、高校生以下を除外するか、中学生以下にするかを検討しております。現状、川棚川で想定されるのは、高校生以下を除外して差し支えないとの結論を得て、そのような指示案となっております。

その他河川におきまして、詳細は把握しておりませんが、過去の経緯や地元の合意に即した形で指示を発出しているものと思われまます。地元からの要望があれば、必要に応じて見直しは可能と認識しておりますので、各河川で議論があれば事務局にご相談いただければと思います。

川崎委員

参考までによろしいでしょうか。

川棚川漁協では、中学生以下を除外しておりましたが、一昨年、川棚高校の生物部が河川調査をしたいとの相談を受けました。遊漁規程上は採捕料を徴取することになりますが、理事会に諮って減免したことがあ



ります。

今回、内水面振興協議会を発足するにあたって、高校生以下の採捕制限を除外する要望といたしました。

会長

貴重なご意見をありがとうございました。

委員会指示は漁業法の規定に基づき発出されるもので、非常に手続きは複雑です。変更したいからと言って一朝一夕に変更できるものではありませんが、地元から相談があれば、事務局としても対応を検討してくれると思いますので、地元でご議論いただければと思います。

他にご意見はございますか。

各委員

(意見等なし)

会長

他にないようですので、これをもちまして、第138回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。

―― 閉会 ――